

宍粟市木育推進方針

～SDGs推進に向けた^も^り森林を活用したまちの創造～



宍粟市は「^も^り森林」を活用したまちの創造に取り組みます

令和4年9月

宍粟市

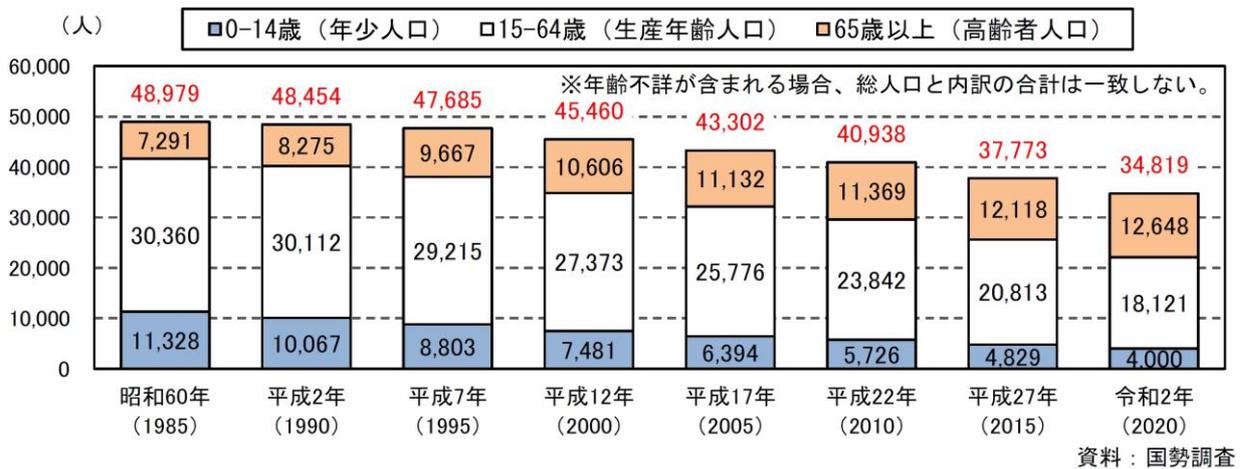
第1章 策定の背景

(1) 策定の背景

宍粟市は広範な市域に様々な地域資源を有する豊かなまちであり、特にその約9割を占める森林は本市の誇る最重要資源です。平成17年4月に市町村合併により宍粟市が誕生して以降、本市では林業の再生を目標に掲げ、森林整備の促進、宍粟50名山の選定や森林セラピーの推進など観光分野をはじめとして、森林や木の恩恵を生かしたまちづくりを進めてきました。

その一方、本市では、出生率の低下や若者の転出を主な要因として、平成2年から令和2年の30年間で、人口が28.1%減少しており、人口減少や少子高齢化はこれからのまちづくりを進めていくうえで大きな課題となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



引用元：宍粟市人口ビジョン

これらの人口減少や少子高齢化は本市に限った話ではなく、国全体が抱える大きな課題です。平成27年の国連サミットにおいて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標) では、世界が抱える問題を解決するため、国際社会全体の共通目標を定め、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現がめざされており、国においては、平成28年に国家戦略として「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が策定されるとともに、平成29年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方自治体におけるSDGs (自治体SDGs) の取組推進が位置付けられました。

このことから、地方自治体は、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中から、各地域の実情に応じた取組を取捨選択し、推進していく必要があります。

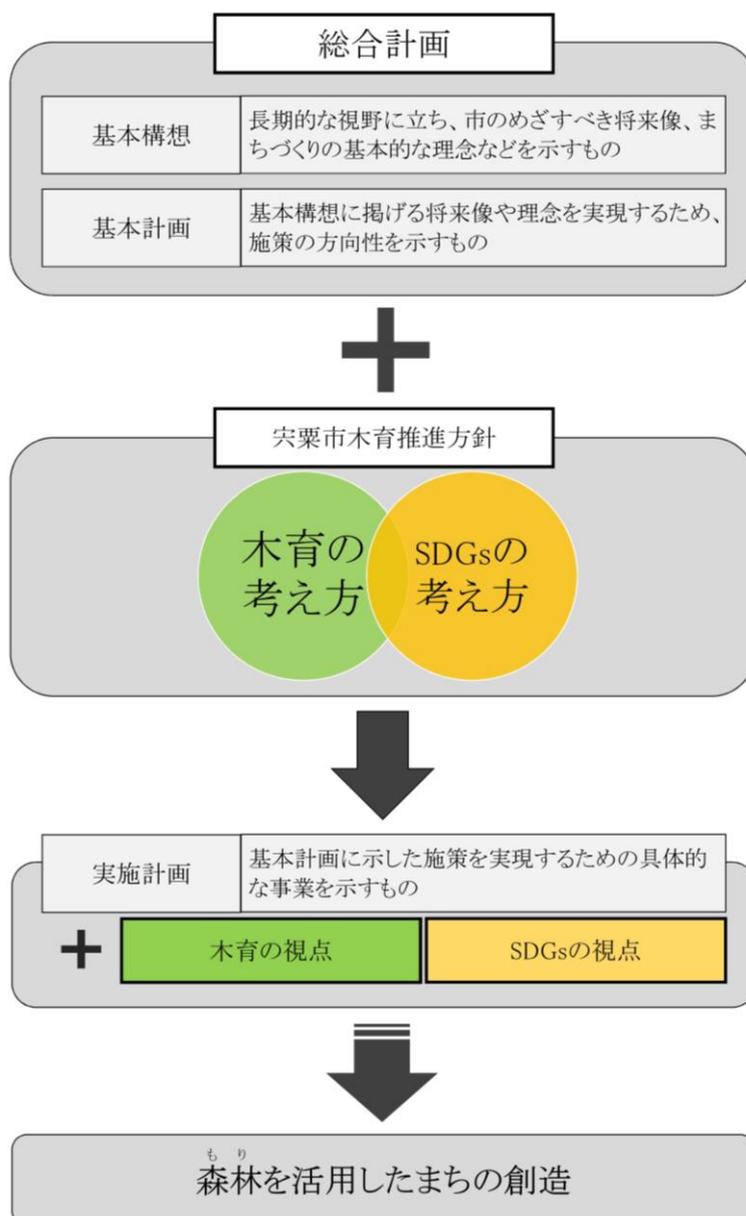
そこで、本市では、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略 (以下、「総合計画」という。) において、地域創生を進めるための視点の一つとしてSDGsの視点を掲げるとともに、本市にとって最も身近な自然資源である森林や木をまちづくり・観光・子育て・教育・福祉など様々な分野において最大限に生かす木育の視点も掲げ、「森林から創まる地域創生」をテーマに、地域課題の解決に向

けて取り組むこととしています。

このテーマの方向性は、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、行政・市民・地域団体・企業等の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざすもので、SDGs におけるめざすべき方向性と合致しており、木育を推進することが、結果として、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するものと整理しています。

よって、本推進方針は、総合計画において地域創生を進めるための視点として掲げられている SDGs 及び木育の推進にあたり、多様な主体がその理念や意義の認識を深め、連携して持続可能なまちづくりを進めることができるよう、今後の方向性を示すとともに、本市の実情に応じた指標としては、総合計画の各基本計画における「まちづくり指標」を設定し、策定するものです。

【宍粟市木育推進方針の位置付け】



(2) SDGs とは

① SDGs (持続可能な開発目標) とは

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された SDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)は、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)の後継として、令和 12(2030)年を期限とする国際社会全体の共通目標です。世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる 17 の目標と細分化された 169 のターゲット(21 ページの参考資料参照)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」を理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現がめざされています。

② 国における SDGs の取組

国は平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を国家戦略として策定しています。国として優先的に取り組むべき8つの課題と具体的な対策が定められるとともに、SDGs 推進にあたっての自治体の役割の重要性が指摘されています。また、平成 29(2017)年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において、地方自治体における SDGs (自治体 SDGs) の取組推進が位置付けられました。

持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針の概要	
●ビジョン：「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」	
●実施原則：①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任	
●フォローアップ：2019年までを目途に最初のフォローアップを実施。	
【8つの優先課題と具体的施策】	
①あらゆる人々の活躍の推進	②健康・長寿の達成
■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実	■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保険システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応
③成長市場の創出・地域活性化、 科学技術イノベーション	④持続可能で強靱な国土と 質の高いインフラの整備
■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市	■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進
⑤省・再生可能エネルギー、 気候変動対策、 循環型社会	⑥生物多様性、森林、海洋等の 環境の保全
■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築	■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源
⑦平和と安全・安心社会の実現	⑧SDGs実施推進の体制と手段
■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進	■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

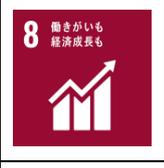
③ 地方自治体に期待される SDGs の取組

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版において、SDGs の多様な目標への追及は、日本の各地方の諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとされています。しかし、SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家としての取り組むべきことが多く含まれている

ことから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に落とし込むことが必要です。

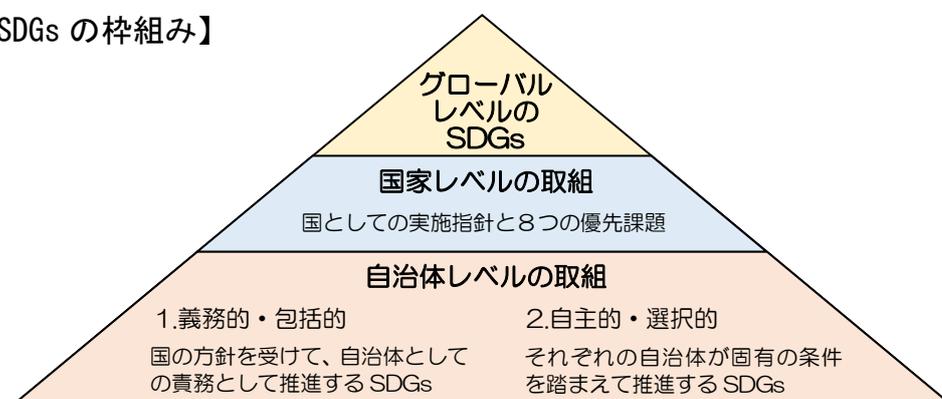
SDGsの目標に対しては、自治体行政が果たし得る役割を国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments)が示しています。

【SDGsの17の目標と地方自治体が果たし得る役割】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>(目標 1. 貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>(目標 2. 飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して産業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>(目標 3. すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>(目標 4. 質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>(目標 5. ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>(目標 6. 安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水資源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>(目標 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>(目標 8. 働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>(目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>(目標 10. 人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>(目標 11. 住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全、レジリエントで接続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>(目標 12. つくる責任つかう責任) 環境不可削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>(目標 13. 気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>(目標 14. 海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>(目標 15. 陸の豊かさを守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>(目標 16. 平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>(目標 17. パートナリシップで目標を達成しよう) 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在となり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

【自治体 SDGs の枠組み】



※参照 「私たちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン-」
(一財) 建築環境・省エネルギー機構

(3) 木育とは

「木育」は、子どもをはじめとするすべての人が、木とふれあい、木に学び、木と生きる取組として平成 16 年に北海道庁で生まれ、平成 18 年に閣議決定された国の森林・林業基本計画において、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化での理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と位置付けられました。その後、平成 28 年に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においても、「木の良さやその利用意義を学ぶ活動である『木育』を推進する」との記載があります。

また、平成 28 年度森林・林業白書においては、「子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動であり、『木づかい運動』の一環として取組が広がっている」と、木育について触れられています。

現在、木育は、木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなど、木や森林について知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていく幅広い活動を指す言葉として、全国の様々な地域で様々な取組が進められています。

【木育のイメージ図】



第2章 宍粟市におけるSDGs及び木育の基本的な考え方

(1) SDGsの考え方

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版において、SDGsの多様な目標への追及は、日本の各地方の諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとされています。しかし、SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家としての取り組むべきことが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に落とし込む必要があります。

また、自治体においてSDGsを進めるためには、経済、社会、環境の三側面を統合する施策推進が必要であり、本市では、総合計画において、地域創生を進めるための視点の一つとしてSDGsの視点を掲げ、「森林から創まる地域創生」をテーマに、「住まい」「仕事」「観光」「子育て・教育」「環境」「保健・休養」といった様々な面において、森林からの恩恵を最大限に生かした地域経済の活性化、行政・市民・地域団体・企業等の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成による持続可能な地域の創生をめざすこととしています。

なお、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities & Local Governments)は、SDGsが掲げる17の目標ごとに自治体行政が果たし得る役割を示しており(12ページ【SDGsの17の目標と地方自治体が果たし得る役割】のとおり)、本市総合計画では、基本構想に定めためざす将来像や2つの基本目標と7つの基本方針に沿った政策を推進するため、基本計画において30の施策(章立て含む)及びその主な取組を定めています。基本計画は、具体的な取組(施策や事務事業)を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市が進めるSDGs達成に貢献する取組を推進するうえでの方向性にもなります。よって、本市においては、基本的な方向性を総合計画の基本計画に定める30の施策とします。

【総合計画とSDGsとの対応表】

17のゴール	関連する基本施策
 <p>G1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 22 社会保障の充実
 <p>G2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	施策 2 農業の振興 施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 19 健康づくりの推進 施策 22 社会保障の充実
 <p>G3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 19 健康づくりの推進 施策 20 地域医療の充実 施策 21 地域福祉の充実 施策 21-1 高齢者福祉の充実 施策 21-2 障がい福祉の充実 施策 22 社会保障の充実 施策 25 スポーツ活動の推進

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>G4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 16 就学前教育の充実 施策 17 学校教育の充実 施策 18 青少年健全育成の推進 施策 23 生涯学習の推進 施策 24 文化・芸術活動の推進 施策 25 スポーツ活動の推進 施策 26 人権教育・啓発の推進</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>G5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>施策 15 子育て支援の充実 施策 16 就学前教育の充実 施策 25 スポーツ活動の推進 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>G6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>G7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 6 資源循環型社会の構築</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>G8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 3 商工業の振興 施策 4 観光の振興 施策 14 消費者行政の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>G9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 3 商工業の振興 施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持 施策 9 生活圏の拠点づくりの推進</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>G10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>施策 14 消費者行政の推進 施策 21-1 高齢者福祉の充実 施策 21-2 障がい福祉の充実 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>G11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 8 道路網・上下水道の整備・維持 施策 9 生活圏の拠点づくりの推進 施策 10 移住・定住促進の充実 施策 11 防災体制の充実 施策 12 消防・救急体制の充実 施策 13 防犯・交通安全の推進 施策 20 地域医療の充実</p>

<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>G12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>施策 6 資源循環型社会の構築 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>G13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 6 資源循環型社会の構築 施策 11 防災体制の充実 施策 12 消防・救急体制の充実</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p> 	<p>G14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>G15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>施策 1 林業の振興 施策 2 農業の振興 施策 4 商工業の振興 施策 5 森林・田園・まち並み景観の保全 施策 7 住環境整備、土地利用の推進 施策 14 消費者行政の推進</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>G16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>施策 13 防犯・交通安全の推進 施策 14 消費者行政の推進 施策 15 子育て支援の充実 施策 26 人権教育・啓発の推進 参画と協働・男女共同参画の推進 健全な行財政運営の推進</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>G17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>施策 9 生活圏の拠点づくりの推進 施策 14 消費者行政の推進 参画と協働・男女共同参画の推進 健全な行財政運営の推進</p>

(2) 木育の考え方

本市における「木育」の定義は、「森林や木とのふれあいを通して、その素晴らしさに触れることで親しみを持ち、森林や木が好きな人を育て、まちへの愛着を育む活動」であり、子どもをはじめとするすべての市民が暮らしの中に木を取り入れ、木とともに生き、そして、木の温もりを感じながら心豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現をめざします。

市民が木育の活動を通して森林や木との関わりを深め、市への郷土愛を深めるとともに、様々な分野において木育の視点を持った取組を進めることで、森林の総合的な利用の推進をめざします。

【木育の視点及び目標】

※特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会(以下、「東京おもちゃ美術館」という。)がめざす「木育かきくけこ」を参考

	<p>か 環境を守る 森林の循環の仕組みづくりを進めることで良好な森林環境の保全を図るとともに、木を適切に使うことが森林や地球の環境を守ることにつながることを理解して行動できる人づくりを進めます。</p>
	<p>き 技術や文化を伝える 木材の利用技術や森林の恩恵から生まれた文化を生かし、体験・学ぶことができる機会を創出することや広く普及する活動により、森林から生まれた技術や文化を次の世代に受け継いでいきます。</p>
	<p>く 暮らしに木を取り入れる 森林や木とのふれあいを通して木の良さを知る機会を創出し、暮らしに木を取り入れたと思う意識の醸成を図るとともに、自ら選んで地元の木を暮らしに取り入れる人・環境づくりを進めます。</p>
	<p>け 経済を活性化させる 地元の木 of 積極的な活用や高付加価値化を推進するとともに、材としての活用にとどまらず、観光振興や健康づくりなど様々な分野で森林の総合的な利活用を推進することで、地域経済の活性化につなげます。</p>
	<p>こ 子どもの心を豊かにする 子育てや教育において、森林や木とふれあい、森林や木の良さや温もりを感じるができる環境づくりを進め、感性豊かな子どもの心と体の成長を促すとともに、郷土愛の醸成につなげます。</p>

【木育がめざすこと】

森林の総合的な利用の推進 = 「森林」を活用したまちの創造^{もり}

第3章 宍粟市におけるSDGs及び木育の進め方

本市ではこれまで、「木育かきくけこ」の5つの木育の視点をもとに、木材・木製品の利用促進や森林や木との関わりを深める事業を展開してきました。

これからは行政と市民、地域団体、企業等が連携しながら森林や木との関わりを深め、市内に木育を根付かせていく中で、多様な主体による取組がさらに広がっていくことをめざし、SDGs及び木育の視点を持って、次なる取組を進めていきます。

(1) SDGs及び木育に対する理解の浸透

市民、地域団体、企業等がSDGs及び木育に対する主体的な行動に取り組むため、市が率先して各視点を意識して取組を進めます。具体的には、職員一人ひとりがSDGs及び木育の理念や意義などについて理解を深め、政策形成や事業立案などでSDGs及び木育を意識した取組を進めるため、職員に対する研修等を実施するほか、職員一人ひとりが総合計画にある「SDGsの視点」・「地域創生とSDGs」・「木育の視点」を読み込むことで、総合計画における基本施策とSDGsに掲げられた17目標並びに木育の5目標との関連性を整理・理解することができるよう啓発します。

また、各施策・事務作業を進めるにあたっては、SDGs及び木育の理念や目標との関連性を整理し、可視化するためのアイコンを各種計画等に掲載することとし、掲げる施策の方向性や具体的な取組とSDGsとの関係が分かりやすいものとなるよう努めます。

そのうえで、SDGsや木育との関連が強い事業やイベント等の実施にあたっては、SDGs及び木育の理念や意義、必要性、関連情報を積極的に発信するなど、あらゆる機会を通じて市民や地域団体、企業等に向けた情報発信・普及啓発に取り組みます。

(2) 多様な主体との連携強化

SDGs及び木育の視点を持った取組を進めるにあたっては、SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に基づき、本市の自然的・社会的条件や文化等の地域特性を踏まえつつ、市民や地域団体、企業等のステークホルダーとの連携により、実効性と意識啓発が高まるよう取組を実施します。

また、市民や地域団体、企業等が実施するSDGsや木育の普及啓発に係る取組を支援し、多様な主体による取組の拡大をめざします。

(3) 木育がめざす方向性の具体化（SDGs推進に向けた重点的な取組の強化）

SDGs推進にあたっては、総合計画の基本施策とSDGsに掲げられた17の目標との関連性を意識し、取組を実施するとともに、本市としては重点的に木育に取り組むこととします。

そこで、多様な主体による木育の取組を進めるためには、木育がめざす将来像を明確にするとともに、今私たちに何ができるのかを具体化することが大切です。多様な主体がその将来像や今できることに関して共通認識を持ち、同じ方向を向いた取組が進められるよう、次のとおり木育がめざす方向性を定めます。



林業事業者や森林所有者、国・県などと連携して再造林や間伐などの森林整備を推進し、健全な森林の育成を図るとともに、森林の持つ多面的な機能（生物多様性の保全、水源の涵養、土砂災害の防止、保健休養の場の提供など）を維持し、安全安心なまちづくりにつなげます。

また、地域の自主的な森林整備活動を支援することで、景観に配慮された森林づくりを推進します。

さらに、小中学校における木育や森林環境教育の取組を支援するとともに、森林・林業に関する専門的な人材を育成する県立森林大学校、県立山崎高等学校と連携し、森林や木の役割等を理解し、森林環境を守ることのできる人づくりを進めていきます。



めざす将来像

- 木材の安定供給と適切な森林整備による持続可能な循環型林業が構築されたまち
- 森林の持つ多面的機能が維持された「災害に強い森林」と生きる安心安全なまち
- 森林環境を守り、次世代に繋いでいく将来の担い手が増えていく森林と共に生きるまち

今私たちにできること

- 山林や里山を適正に管理し、森林の整備と景観の保全に取り組む
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する
- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う



林業就業相談の実施や、林業就業者の雇用と育成を図る事業者への支援を通して、森林を守り育てる林業の担い手確保と育成に努めます。

また、次世代の林業を担う人材として期待される県立森林大学校生などの市内就職及び市内定住に繋がる取組を実施することで、将来的な林業の担い手確保を図ります。

さらに、森林や木の素晴らしさなど木育に関する様々な情報をまとめた広報物を、市内の中・高校生等を対象に発行することにより、森林の恩恵から生まれた文化や木材利用技術を学ぶ機会を創出し、木の文化、木育の取組を次世代に継承していく基盤づくりを進めます。



めざす将来像

- 森林に関わり森林を守り育てる地域の担い手が活躍する賑わいのあるまち
- 森林と共に歩んできた林産業や木の文化が将来に受け継がれてゆく伝統と発展のまち
- 多様な主体が木育に取り組み連携を深めることで新たな取組が広がっていく木育のまち

今私たちにできること

- 近隣にある木や身の回りの木製品に使われている木の種類など、身近な木に興味を持つ
- 木育に関するイベントに参加する / 情報発信する
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する



暮らしに木を取り入れる



ウッドスタート事業(誕生祝い品贈呈事業)をはじめとして、子どもたちが森林や木とのふれあいを通して木の良さを知る機会を創出するとともに、宍粟材を使った住宅の新築を支援するなど、市内への移住定住促進と積極的な宍粟材の活用をめざします。

また、木に興味を持ち、暮らしに木を取り入れたいと思う人を増やすため、木育に関する情報の発信やイベントの開催など市民の木育活動(木工、DIYなど)を支援する環境づくりを進めます。



めざす将来像

- 子どもから大人まで誰でも森林や木にふれる機会を持てる生涯木育のまち
- 宍粟材や宍粟材を使った木製品が充実する木材地産地消のまち
- 木に興味を持ち、暮らしに木を取り入れる人々が集まる木育推進のまち

今私たちにできること

- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う
- 木工・DIY 等を通して木にふれる機会を持つ
- 木育に関するイベントに参加する / 情報発信する



経済を活性化させる



宍粟材の利用促進活動に対する支援等を通して、宍粟材の高付加価値化と流通の拡大をめざすとともに、継続した森林整備により社会全体に安定した再生可能エネルギーを供給します。

また、本市が掲げる「日本一の風景街道づくり(※)」に向けて、里山林整備の中で広葉樹等の植栽を促進するとともに、森林セラピーをはじめとした森林や木を生かした観光施策を進めることで、地域経済の活性化を促進します。



提供:しそ森林王国観光協会

※自然の風景だけでなく人の生活や生業、歴史や文化など暮らしの中にある身近な風景をつなぎ合わせ、地域の活性化をめざす取組。

めざす将来像

- 宍粟材の価値が高まり流通が拡大することにより、“儲かる”林産業が確立されたまち
- 「日本一の風景街道づくり」を通して地域がひとつになり、豊かな森林が守られるまち
- 森林や木を生かした観光施策が継続的な集客に繋がり、地域全体が潤い続けるまち

今私たちにできること

- 国産材や宍粟材が使われた製品等を積極的に使う
- 山林や里山を適正に管理し、森林の整備と景観の保全に取り組む
- 森林づくりボランティア、森林セラピーなど森林を学べるイベントに参加する



こども心の豊かにする



出生時の誕生祝い品贈呈、幼稚園・保育園(所)・こども園等での木工ワークショップ実施やおもちゃ貸出、小中学校における木育・森林環境教育の支援など、出生から就学後まで子どもたちが木にふれ、森林や木の良さや温もりを感じることができる環境づくりを進めます。

これにより、感性豊かな子どもの成長を応援するとともに、子どもたちの「森と共に生きるまち宍粟」への郷土愛の醸成を図ります。



めざす将来像

- 出生から就学後まで子どもたちが木にふれる環境が整った「ウッドスタート」推進のまち
- 森林や木とのふれあいを通して感性豊かな子どもの成長を応援する、子育てしやすいまち
- 木育を通して育まれた子どもたちの宍粟への郷土愛が定住に繋がる持続的発展のまち

今私たちにできること

- 積極的に国産材や宍粟材が使われた木製玩具を取り入れる
- 近隣にある木や身の回りの木製品に使われている木の種類など、身近な木に興味を持つ
- 木工・DIY 等を通して木にふれる機会を持つ

第4章 将来へ向けたSDGs及び木育の展開

(1) ウッドスタート宣言からの主な木育の取組

本市では、木育を「森林や木とのふれあいを通して、その素晴らしさに触れることで親しみを持ち、森林や木が好きな人を育て、まちへの愛着を育む活動」と定義し、様々な分野において、その取組を進めています。将来へ向けた展開に向け、ここではウッドスタート宣言後からの主な取組についてまとめます。

ウッドスタート宣言

ウッドスタートとは、東京おもちゃ美術館が展開している木育の行動プランで、「木」を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、すべての子どもが人生最初のステージを、木の温もりを感じながら、楽しく豊かに送ることができるようにしていくことをめざす取組です。

本市では、東京おもちゃ美術館と連携し、木育の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を示すため、平成31年3月24日に県内初となるウッドスタート宣言を行いました。



ウッドスタート宣言調印式

木育キャラバン

木育キャラバンは、東京おもちゃ美術館が実施する、子どもたちが木のおもちゃで自由に遊べるイベントで、子どもたちが楽しみながら木に触れる機会を創り出すことを目的としています。

本市では、前述のウッドスタート宣言調印式にあわせ、2日間の日程で木育キャラバンを開催し、多くの方が参加されました。



ウッドスタート宣言調印式にあわせて開催された木育キャラバン

宍粟材を使った誕生祝い品贈呈

本市では、令和元年5月よりウッドスタート事業として、宍粟材を使った木のおもちゃを贈呈する誕生祝い品事業に取り組んでいます。

木のおもちゃの手触りや色、香りなどにふれる時間が子どもたちにとって新鮮な出会いとなり、子どもたちの豊かな感性や創造力を育みます。また、子どもの頃から木とふれあうことは森林や木への思いやりの心を育み、自然について考えるきっかけにもなります。



宍粟材を使った誕生祝い品の木製玩具

※令和4年9月時点

デザインは今後変更となる可能性があります。

木育インストラクター養成講座

市内の幼稚園・保育所・認定こども園等の職員を対象とした木育プログラムづくりを学ぶ講座を開催し、木に触れ、学び、生かすことを提案する人材の育成を図っています。

本市では、令和元年度に講座を開催し、関係課職員や園所等職員約 40 名が木育インストラクターの認定を受けました。



園所職員等が参加した木育インストラクター養成講座

木製玩具の導入、おもちゃ図書館

前述の木育インストラクター養成と連動し、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て環境において木育を実践するために必要な木製玩具等の導入を進め、子どもを中心に木の良さを体感する機会の創出を図っています。

また、令和元年度には一宮市民協働センター「もくもく広場」に、令和2年度には波賀子育て支援センターに木製玩具を導入。波賀子育て支援センターは、おもちゃ図書館として市内園所等へのおもちゃ貸出も実施しています。



様々な木製玩具が揃ういちのびあ「もくもく広場」

しそ^{もり}う学校生き活きプロジェクト（しそ^{もり}う森林の探検隊）

小中学校が自主的・主体的に取り組む特色ある教育活動を支援する「しそ^{もり}う学校生き活きプロジェクト」では、活動メニューの一つとして「しそ^{もり}う森林の探検隊」を設けています。

「しそ^{もり}う森林の探検隊」は、地域の自然等とのふれあいを通してふるさとの良さを守り伝えていくための環境教育につながる体験活動等を支援するメニューで、市内各校が木工体験や森林の役割についての学習、施設見学など木育推進につながる活動に取り組んでいます。



森林の豊かさについての学習

木製玩具づくりワークショップ

市内の幼稚園・保育所・認定こども園等において、子どもたちが身近に木とふれあえる機会をつくるとともに、継続的に木育の視点を持った教育・保育のプログラムを展開していくためのノウハウを習得してもらうことを目的として、令和2年度より兵庫県立丹波年輪の里協力のもと、市内の多くの園所等で木製玩具づくりワークショップを実施しています。



木製玩具づくりワークショップでノギリ引きを体験する園児

森と共に生きるまち宍粟のみどりじまん新聞（木育新聞）

市内の子どもたちに少しでも森林や木への関心を高めてもらうことを目的に、兵庫県立森林大学校協力のもと、令和2年度より「森と共に生きるまち宍粟のみどりじまん新聞」を発行しています。

原稿は同大学校の学生が学んだことを中心に執筆され、木育の視点を持って「森と共に生きるまち宍粟」が誇る「みどり」の魅力を発信しています。



県立森林大学校学生の学びが詰まった木育新聞

もり 森林の家づくり応援事業

森林の家づくり応援事業では、市内に転入・転居する人を対象に、住宅取得や空き家改修にかかる費用等を支援しています。

市内事業者の建築施工により新築する場合や、宍粟材を使用する住宅を新築する場合に補助額が上乗せされるメニューを設けることにより、移住定住の促進のみならず、宍粟材の積極的な活用など木育推進に取り組んでいます。



宍粟材を活用した木造住宅

宍粟材利用拡大支援事業

宍粟材または宍粟材を活用した住宅や製品等を扱う企業・自治会等の団体を対象に、宍粟材や宍粟材を活用した製品をPRする見学会や展示会の開催、パンフレット作成など宍粟材の啓発活動、実証研究、開発等にかかる費用を支援することで、宍粟材の利用拡大を促進しています。



宍粟市産ヒノキ葉の成分を抽出した
除菌・抗菌・消臭剤

公共建築物等における木材利用促進

森林の適正な整備や地域経済の活性化を図ることを目的として、本市では公共建築物等における宍粟材の利用を促進しています。公共建築物等とは、広く市民一般の利用に供される学校施設や社会福祉施設、病院・診療所などを指し、建築材料としての木材利用だけではなく、公共土木資材や備品、消耗品等も含め、積極的な導入に取り組んでいます。



木材を活用した市民協働センター「いちのぴあ」

(2) 今後の展開

本市における木育の取組は、ウッドスタート宣言以降、様々な分野に広がりを見せています。

しかしながら、本市の木育はまだ発展途上にあり、これからは市内の連携はもちろんのこと、市民や地域団体、企業等が連携しながら森林や木との関わりをさらに深め、森林や木に興味を持ち、木育に携わる人を増やしていく必要があります。

そのためには、すべての年代を通じて木との関わりを深めていく機会を創出するとともに、自然環境の保全、子育て・教育、産業・観光の振興など様々な分野においてSDGs及び木育の視点を持って取組を進め、市民生活までSDGs及び木育を浸透させることが大切です。

このことから、本方針の取組に係る進捗については、総合計画を推進することがSDGsの達成や木育の発展に貢献するという考え方のもと、総合計画に位置付けられた各個別事業の実施計画におけるSDGs及び木育の浸透度により確認することとし、特にSDGsについては、総合計画の各基本計画における「まちづくり指標」の目標達成をもって、SDGsローカル指標が達成されるものとして進捗の確認を行います。

今後は、本市の豊かな森林資源を有効活用し、総合的な利用の推進につなげること(=「森林」を活用したまちの創造)を通して、SDGsの達成に貢献することをめざし、本推進方針をもとに木育活動や各施策の推進を図っていきます。